

新型コロナウイルス感染症を踏まえた

避難準備と避難所開設のポイント

令和3年5月

葉山町総務部防災安全課

新型コロナウイルス感染症の現下の状況において、自然災害に対応するためには、自助・共助・公助の連携がより一層強く求められます。災害が発生し避難所を開設する場合には、避難者はもちろんのこと、避難所を運営するスタッフの感染を防止するため、感染防止対策に万全を期すことが重要です。この冊子は、対策のポイントや避難所の開設方法のほか、平時から備えておくこと、避難する際に必要なもの、災害時にとるべき行動についてまとめたものです。

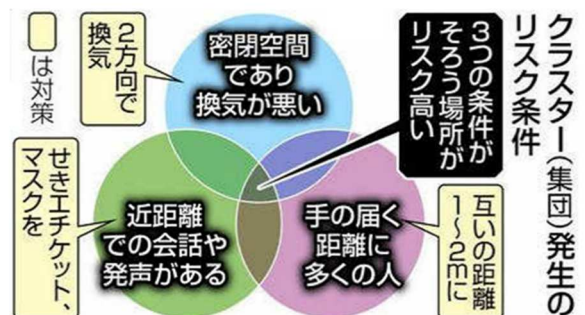
目次

- 1 感染症対策のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 具体的な感染防止対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 避難所開設及び運用方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 4 平時の対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 5 避難行動判定フロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21



1 感染症対策のポイント

避難所は、「感染のリスクが高い環境」になる恐れがあることを踏まえ、避難者及び避難所運営職員等を感染から守るとともに、クラスターの発生を防ぐため、感染症対策に万全を期すことが必要です。



- 感染拡大のリスクを高める環境となる「換気の悪い密閉空間」「多くの人の密集する場所」「近距離での密接した会話」の3つの「密」を徹底的に避ける。

- 施設の常時換気。
- 避難所での手洗い、咳エチケット等の徹底。
- 人と人との距離（ソーシャルディスタンス）の確保。



※日本建築学会などの資料を基に作製

- 避難者、運営スタッフ等、避難所に入出入りする者へのマスク着用と手指消毒の徹底。
- 避難所への入所時における健康状態の確認。
- 入所時及び定期的な検温の実施。
- ドアノブ等、多くの人の手が触れる箇所の消毒。
- 発熱、咳等の症状が出た人には、間仕切りを用いたり、個室を利用したりするなど、専用スペースを確保する。症状のある人同士を同室にはせず、医療機関等への搬送も検討する。また、可能な限り他の避難者とはゾーン、動線を分けます。

2 具体的な感染防止対策

1 手指衛生等

- 避難所運営に係るすべての職員、避難所運営委員及び避難者等は感染対策の基本である手指消毒・手洗いの励行、マスクの常時着用を徹底します。
- 手を拭く際はタオルの共用はせず、個人用タオルかペーパータオルを用います。
- 定期的に手指衛生の励行を啓発します。
- 断水時は流水での手洗いができるように手洗い場に蛇口のついたプラスチック容器を設置します。
- 断水時は水洗トイレの使用ができなくなるため、仮設トイレが設置されるまでの間は便座等に簡易便袋を被せ使用します。

2 避難者の振り分け

- 発熱等異常のある者は、専用スペースに振り分けます。
- 避難スペースとして体育館のほか教室等を使用し、密集・密接を防ぎます。
ただし、校長室・職員室・事務室・保健室・図書室・家庭科（調理室）・理科室・音楽室・図工室・技術室・PC室・給食室等は使用できません。
- 避難スペースでは、各世帯との間隔は2 m以上（最低1 m）間隔を空けます。
- 避難スペースでは、一人あたりの占有面積を2 m²(1.0m×2.0m)とします。
- 簡易間仕切り、段ボール等によるパーティションを活用します。

3 環境整備

- 内履きと外履きを区別し、建物内部へは土足で入らないようにします。
- 手すりやドアノブ等の環境表面は定期的にアルコール・次亜塩素酸水を用いて清掃を行います。
- 施設内の避難スペース及び共有スペース等は、空気の流れをできるだけ作るよう2方向の窓等を開放するなど十分な換気を定期的に行います。
- 飛沫感染を防ぐため拡声器を使用します。（大声を上げない）

4 食事・物資配布ルールの基本

- 食品等を置くテーブル等は、アルコール・次亜塩素酸水等で常に拭きます。
- 食品等は避難者の持参品を基本とし、配布する場合は個包装の製品とします。
- 一斉に取りにくるような配布方法は避けます。
- 担当者は使い捨て手袋とマスクを着用します。

5 入所者及び避難所運営職員等の体調管理

- 避難所入所時は検温（入所後は毎朝・夕実施する）及び健康状態チェックシートにより避難者等の健康チェックを行い、発熱、息苦しさ、味覚・臭覚の異常等の特別な所見（感染の疑い）の有無を確認し、避難者の体調管理を行います。
- 職員の体調管理の徹底を図り、業務従事前後に、検温や体調のチェックを行います。
- 追跡調査できるように、避難者名簿には誘導した部屋の名称等を明記します。
- 感染症の疑いがある者が入所又は発生した場合は、発熱者専用スペースに隔離し、感染拡大を防ぎます。その際、トイレは専用とするなどゾーニングを行います。
- 発熱者専用スペースで対応する職員は、マスク、使い捨て手袋、ガウン、眼の防護具（フェイスシールド又はゴーグル）等の个人防护服を着装します。

3 避難所開設及び運用方法

1 避難所運営スタッフの配置

- 受付係 避難者の受付、避難者の管理、災害対策本部との連絡調整等
- ペット係 ペット同行避難者の整理等
- 誘導係 教室・福祉避難所等への誘導
- 健康係 検温、避難者の体調管理、換気・消毒等

2 避難所運営の感染防止対策

マスク・使い捨て手袋を身に着ける。避難者数の増加など必要に応じてフェイスシールドを使用します。

3 手指消毒液等・マスク等の配置

小・中学校	受付（マスク・手指消毒液）	各階廊下（手指消毒液）
福祉文化会館	受付（マスク・手指消毒液）	各階廊下（手指消毒液）
その他会館等	受付（マスク・手指消毒液）	—

4 避難者の受付

感染症防止対策として、避難者の受付は「事前受付」及び「総合受付」の2か所の受付を設置します。

(1) 事前受付

- マスクの着用を確認します。



避難者受付訓練の様子

- 非接触式体温計等により避難者の検温を行います。
 - 電子体温計を共用する場合は検温毎にアルコール消毒をして使用します。
 - 健康チェックシート別紙2(P11)により、避難者の体調の確認をします。
 - 発熱（37.5℃以上）又は健康チェックシート★印欄に異常が認められた者は、発熱者専用スペースへ誘導します。振り分けフローは別紙1(P10)のとおり。
 - ペット同行避難者は、事前受付後、ペットを専用スペースに預けた後に総合受付に案内します。
- ※ 各避難所の避難スペースの詳細は、各避難所の避難所開設キット内に備えています。

避難所	ペット専用スペース
葉山小学校	東昇降口
一色小学校	東昇降口
長柄小学校	トンネル廊下（1階地下通路）
上山口小学校	玄関昇降口前の廊下を挟んで反対側にあるホール（上小ホール）
葉山中学校	プール（屋根下） 風雨が強い場合はプール更衣室
南郷中学校	生徒用昇降口

（2）総合受付

- 避難スペースに入館（室）させる際は必ず手指の消毒を行うことを徹底します。
- 避難者カードを配布するとともに、追跡調査できるよう避難者カードに誘導した、避難スペースの位置、部屋の名称等を明記します。
- 避難者を避難スペースに振り分ける。
- 避難スペースでの避難者の配置は別図1(P14)・別図1-2(P15)・別図2(P16)の配置例を参考とします。
- 避難スペースの振り分け順は、①体育館、②教室の順とします。
- 教室は低層階から順に誘導します。
- 避難行動要支援者等は、福祉避難スペースへ誘導します。（小中学校のみ）
（避難者が発生した場合は、福祉課担当職員を増員する。）
- 避難者が希望する場合は、車中泊を認めますが、エコノミークラス症候群の注

意が必要です。（原則、車両による避難は不可）

5 感染の疑いがある者の隔離

避難者等の健康チェックにより「感染の疑いがある者」と判断される者は、発熱者専用スペースに誘導し隔離します。

- 発熱（37.5℃以上）がある者又は健康チェックシート★印欄に異常が認められた者。
- 状況により救急要請し医療機関に搬送します。

6 避難所開設に必要な準備資機材（防災倉庫等に備蓄されています）

- 避難所開設キット一式
- 停電対策キット一式
- 毛布
- 停電対策機材（発電機・LED バルーン等）
- 仮設トイレ（簡易トイレ・簡易便袋・仮設トイレ等）
- M C A 無線機
- その他 必要に応じて適宜、防災備蓄品を使用する。

7 感染防止対策用備蓄資機材

従来の備蓄品に加えて、新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所運営に必要な物資を防災倉庫内に備蓄しています。

- (1) 感染防止対策キット一式（非接触式体温計・マスク・アルコール消毒液・フェイスシールド・使い捨て手袋・薬用ハンドソープ等）



感染防止対策キット

● マスク

避難者の自助によるマスク着用と持参を原則とします。未着用者分として使用します。

● フェイスシールド

事前受付・総合受付の担当者が受付を行う際、発熱者等専用スペースに誘導される避難者に対応する際などに使用します。

- 使い捨て手袋

発熱者等専用スペースに誘導される避難者に対応する際、ごみ进行处理する際などに使用します。

- 非接触式体温計

体温を測る際に使用します。

- ハンドソープ

トイレなどに配置し、手指の洗浄に使用します。

- 手指消毒液

避難スペースの入口などに配置し、手指消毒用として使用します。

- 避難者カード・健康チェックシート

避難者カードは避難スペースに移動後、記載するものとし、健康チェックシートは事前受付で配布・記載し、健康チェックを行うとともに、避難所滞在中の健康状態の確認に使用します。

- 感染対策ポスター・避難所用案内カード

避難スペースの入口、トイレ、ごみ捨て場などに貼付し、避難者や関係者に感染予防対策のポイントの周知を図ります。

(2) 感染対策用間仕切り

- 避難所用簡易間仕切り

体育館などの広い避難スペースでの感染防止対策として使用します。



避難所用簡易間仕切り



設営訓練の様子



女性更衣用・授乳用テント

8 断水時のトイレ対策

断水が発生した場合は、水洗トイレの使用ができません。断水が長期に及んだ場合などは、組み立て式仮設トイレを設置しますが、組み立てには一定の時間や人員が必要です。組み立て式トイレを設置するまでの間は、簡易便袋（既存の便器に被せて使用するものです）で対応します。特に避難所開設時など時間的な余裕がない場合に有効なものです。災害時のトイレ対策は、時間の経過とともに状況に合わせた対応を図ることが重要です。

また、断水の場合は洗面所での手洗いができなくなりますので、コック付きのタンクをトイレに配置します。断水になってからでは水が張れませんので、あらかじめ断水に備え、タンクに水を入れて洗面所に配置しておくことが大切です。その他、トイレには消毒液、消臭剤などを配置します。



組み立て式式仮設



コック付タンク

サニタクリーン便袋の使用方法

「いざ」という時も、そのまま広げてご自宅やオフィスの洋式便器に被せるだけで、ご使用いただけますのでとても簡単です。

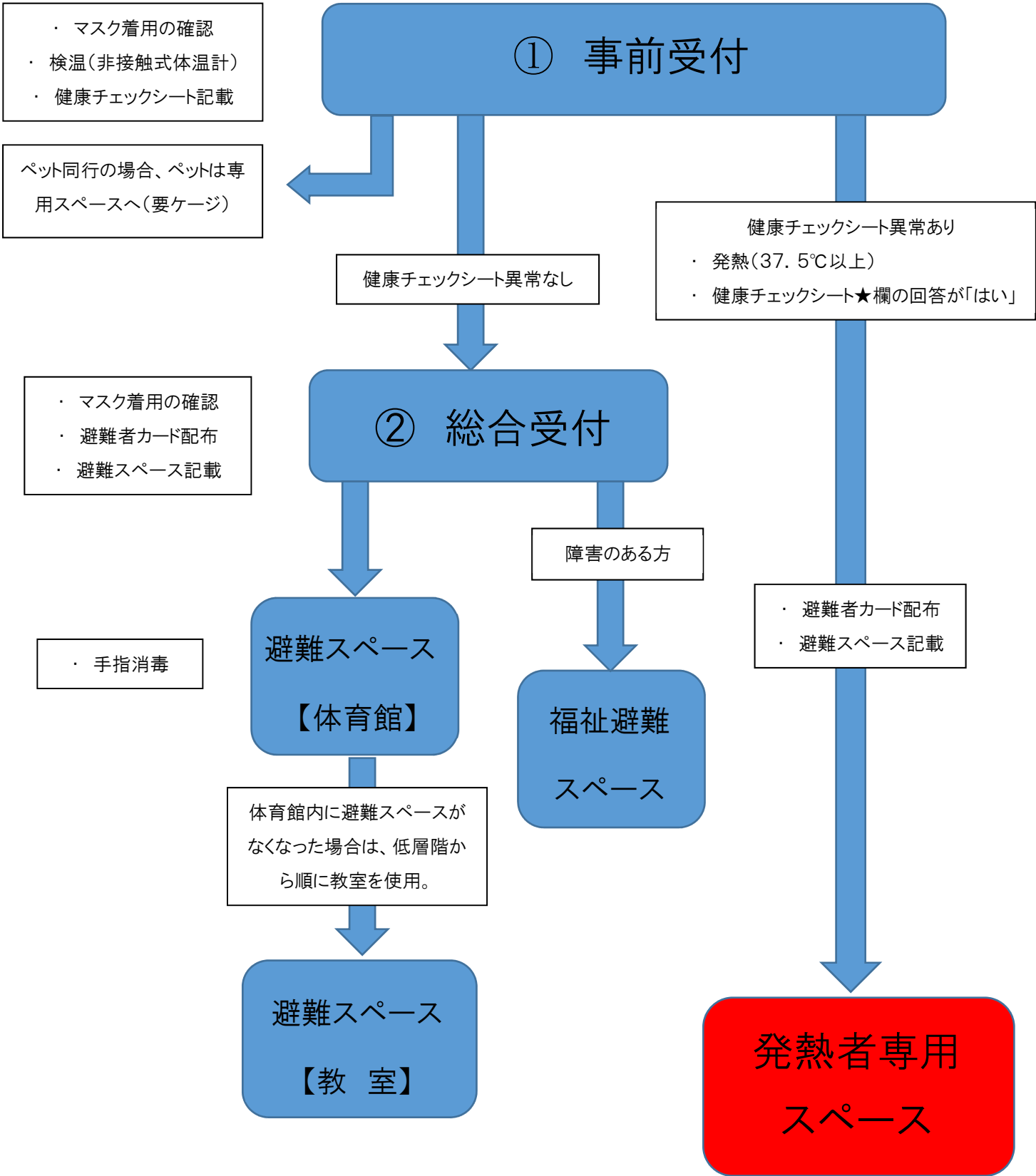


簡易便袋

ご使用後は、便袋の中の空気を抜いて、口をしっかり結びます。
紙オムツと同様可燃ゴミとして処理できます。



避難者受付の流れ



健康チェックシート

氏名（ふりがな）		年齢	避難所名				避難スペース	
体温測定		/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()
		朝 °C	朝 °C	朝 °C	朝 °C	朝 °C	朝 °C	朝 °C
		夜 °C	夜 °C	夜 °C	夜 °C	夜 °C	夜 °C	夜 °C
★息苦しさ	ひとつでも該当すれば「はい」に○ ・息が荒くなった（呼吸数が多くなった） ・急に息苦しくなった ・少し動くと息があがる ・胸の痛みがある ・横になれない、座らないと息ができない ・肩で息をしたり、ゼーゼーする	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
★におい・味	においや味を感じない	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
だるさ	全身のだるさがある	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
せき・たん	せきやたんがひどい	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
吐き気	吐き気がある	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
下痢	下痢がある	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
その他	その他の症状がある ・食欲がない ・鼻水、鼻づまり、のどの痛み ・頭痛、関節痛や筋肉痛 ・一日中気分がすぐれない ・からだにぶつぶつ（発疹）が出ている ・目が赤く、目やにが多い など	はい・いいえ （症状）	はい・いいえ （症状）	はい・いいえ （症状）	はい・いいえ （症状）	はい・いいえ （症状）	はい・いいえ （症状）	はい・いいえ （症状）
チェック欄								



感染症対策 へのご協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

① 手洗い

正しい手の洗い方

手洗いの前に

・爪は短く切っておきましょう
・時計や指輪は外しておきましょう

1



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこずります。

2



手の甲をのぼすようにこずります。

3



指先・爪の間を念入りにこずります。

4



指の間を洗います。

5



親指と手のひらをねじり洗いします。

6



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

② 咳エチケット

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでやろう



何もせずに咳やくしゃみをする

咳やくしゃみを手でかさえる



マスクを着用する(口・鼻を覆う)

ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う

正しいマスクの着用



1 鼻と口の両方を確実に覆う



2 ゴムひもを耳にかける



3 隙間がないよう鼻まで覆う

首相官邸 Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare



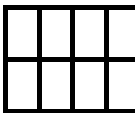
厚労省

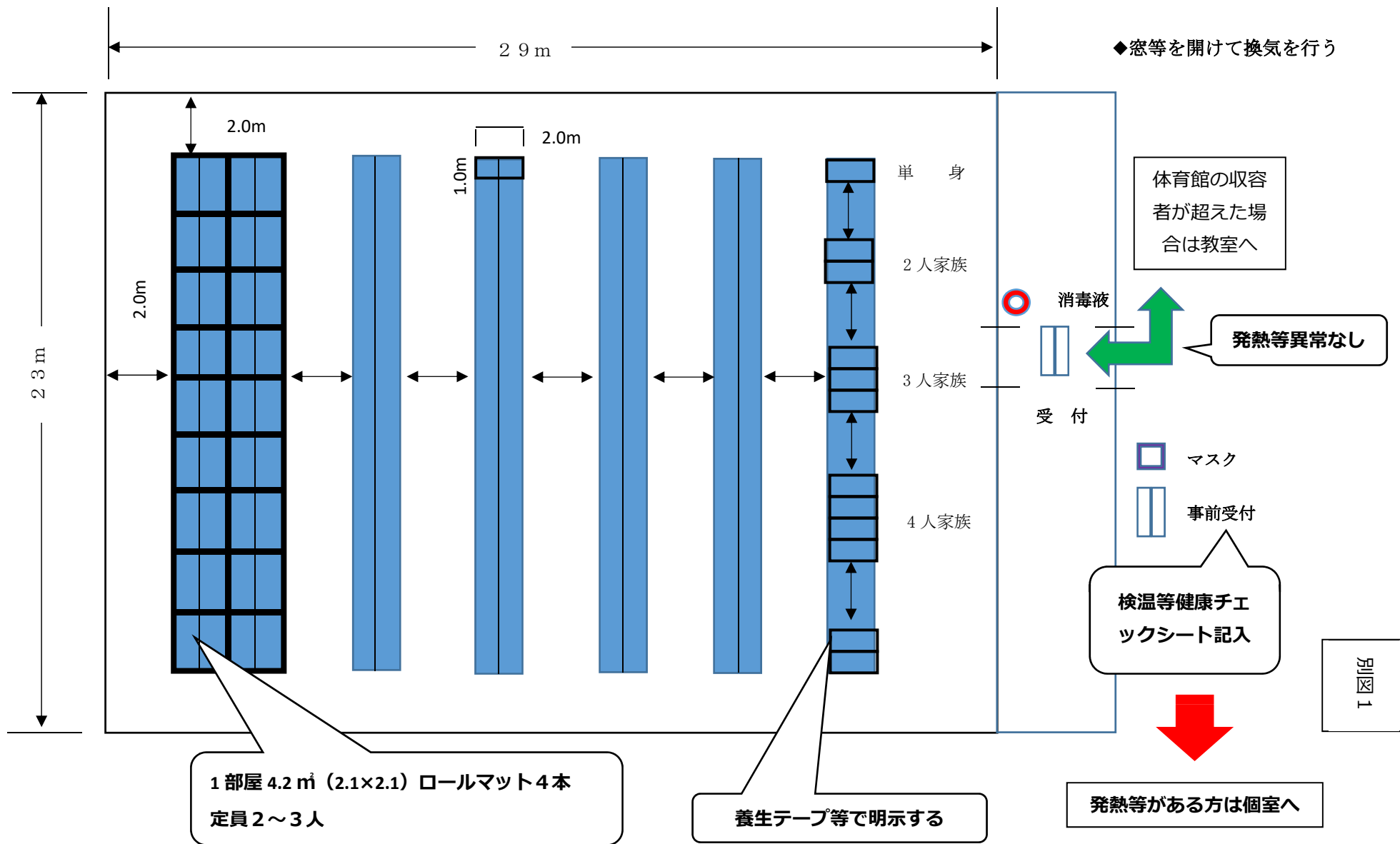
検索



避難スペース（体育館）レイアウト（例）


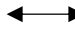

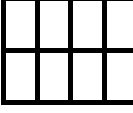
（簡易間仕切り+ロールマット併用の場合）

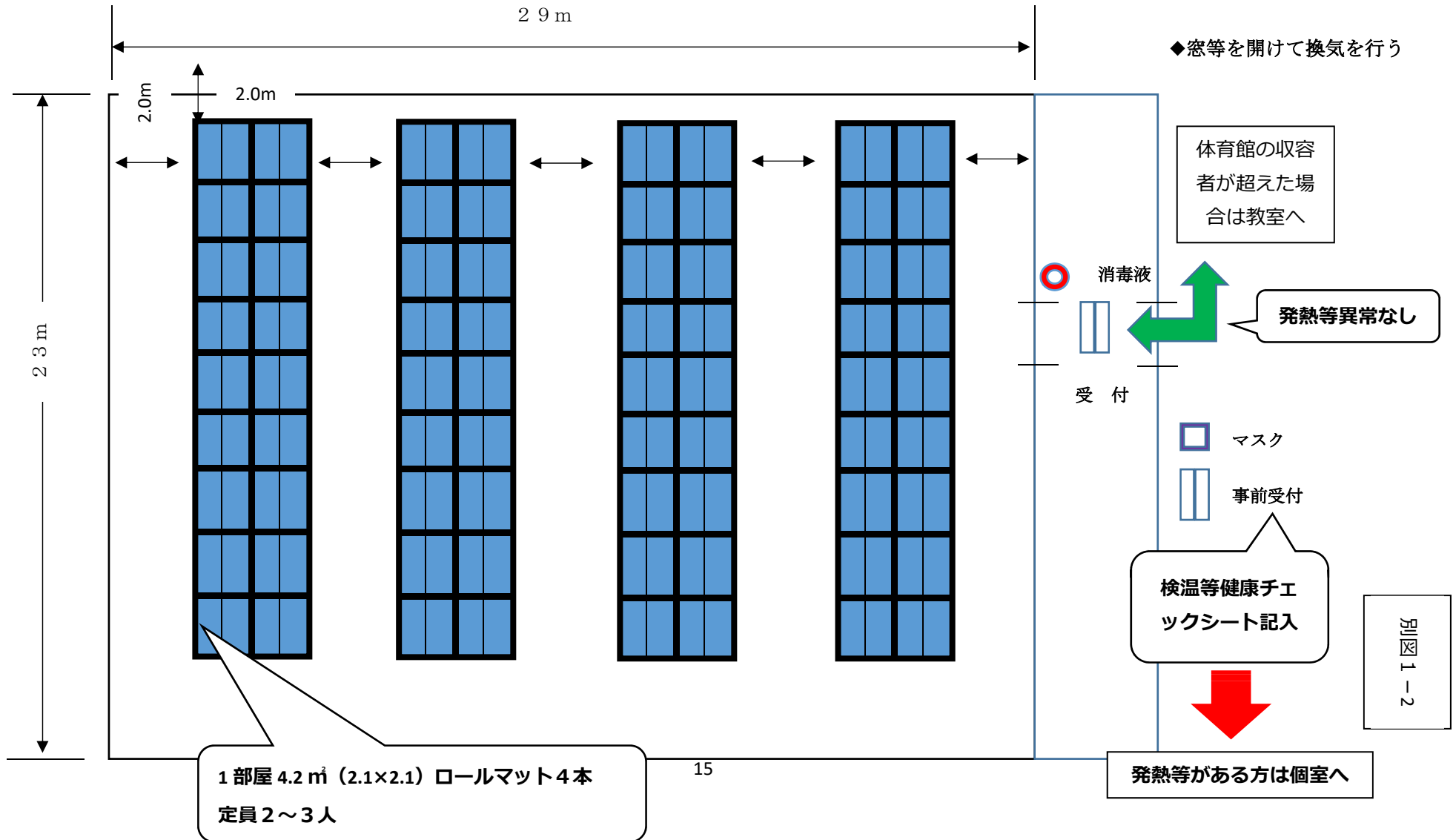
-  ひとりあたりの占有面積は 2 m^2 （ 1.0×2.0 ）
グループ間の間隔は 2 m （最低 1 m ）空ける
-  ロールマット
-  簡易間仕切り 1 8 部屋(1 列あたり)
1 部屋あたり $2.1\text{ m} \times 2.1\text{ m}$



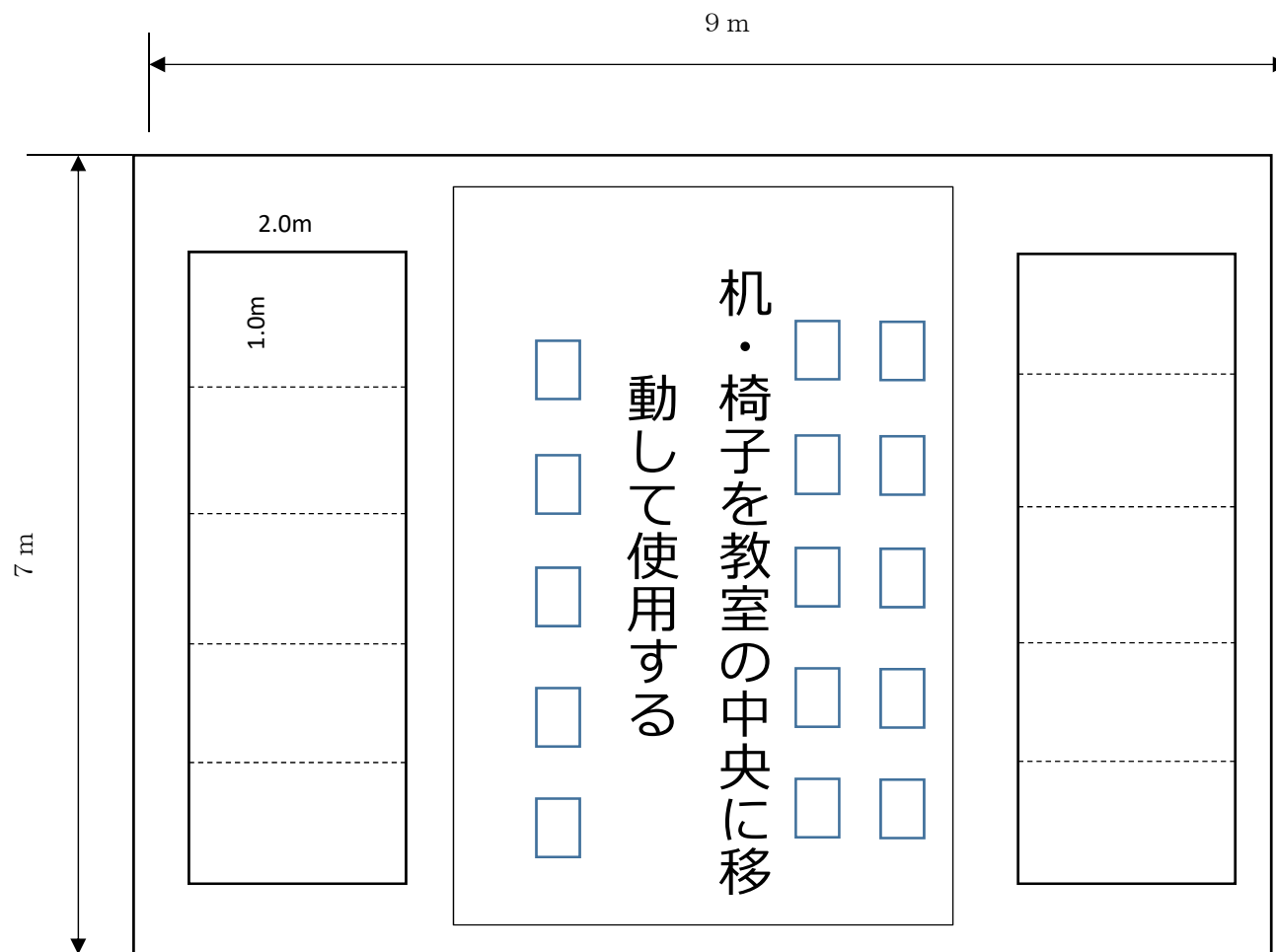
避難スペース（体育館）レイアウト（例）

（簡易間仕切り 最大72部屋）

	1人あたりの占有面積は2㎡ (1.0×2.0)
	家族間の間隔は2m (最低1m) 空ける
	ロールマット2本 1.0m×2×20m
	簡易間仕切り18部屋(1列あたり) 1部屋あたり 2.1m×2.1m



避難スペース（教室）レイアウト（例）



別図 2

4 平時の対策

避難とは「難」を「避」けることです。自宅が洪水や土砂災害の危険性がない地域の方や堅牢なマンションの上層階など、安全な場所にいる人は避難所に行く必要はありません。平時から自らの命は自らで守るという意識を持って、ハザードマップにより自宅の災害リスクを確認しておくことのほか、非常持出袋の準備、災害時にとるべき行動について、あらかじめ確認しておくことが大切です。避難所の開設は、風水害時は町の職員が行いますが、地震発生時は町の職員の参集には時間を要します。そこで、町では各避難所運営委員会により、町の震度が5弱であった場合、避難所の開設準備を行うこととしています。

対策その1

ハザードマップで地域の危険性を確認し、避難経路を考える



自宅周辺の危険性（災害リスク）を、災害の種別ごとに確認してください。避難が必要な地域なのか、避難する場合の経路及び避難場所など、平時から検討しておきましょう。

町では土砂災害・津波・洪水の災害種別ごとにハザードマップを配布しています。防災安全課にお越しいただくか、町のホームページでも確認することができます。

対策その2

町指定の避難所以外に複数の避難先を確保する。（分散避難）

町が指定する避難所で受け入れることができる人数には限りがあります。避難が必要かどうか、避難行動判定フローにより平時から確認しておきましょう。

避難先は町指定の避難所以外にも、安全な地域にお住まいの親戚や友人宅、ホテル・旅館なども考えられます。

特に新型コロナ禍においては、避難所に多くの人が集まると感染リスクが高まる恐れがあります。いざという時に備え、複数の避難先を確保してください。



対策その3

地域で助け合う。

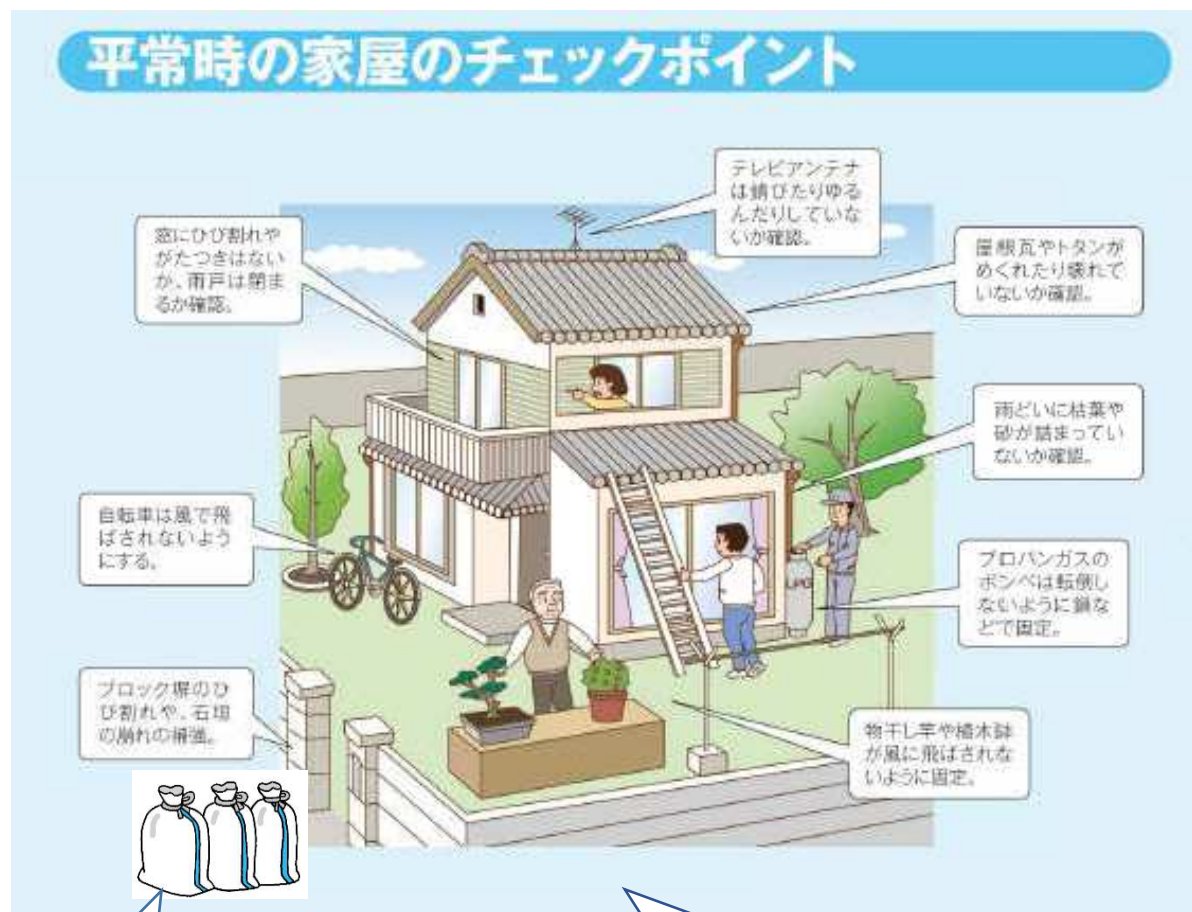


地域には、高齢者や障害のある方など自らの力で避難することが困難で手助けを必要としている人がいます。日頃から気にかけて、みんなで助け合いましょう。

対策その4

今のうちにやっておく。

平常時の家屋のチェックポイント



「土のう」で、雨水の侵入を防ぐ。

側溝や排水口にゴミ、落ち葉、泥が詰まっているか確認。

対策その5

停電・断水に備える。



台風や地震などによって停電が発生します。停電に備えた対策をしておきましょう。

- ・ LED ランタンなど停電時の照明を準備する。（乾電池を備蓄する）
- ・ 就寝中の災害に備え枕元に LED ライトを準備しておく。
- ・ 冷凍庫に保冷剤を備えておく。
- ・ 台風などで停電が予想される場合、冷蔵庫の温度設定を最も低い温度（冷蔵庫の設定で最も強く）にしておく。
- ・ 長時間の停電は、断水に繋がる場合があります。断水に備え、空いたペットボトルやヤカンに飲料水を、風呂、たらい、バケツに水を張っておく。（トイレなど生活用水の確保）
- ・ トイレ対策として非常用トイレ（簡易便袋）を備蓄しておく。
- ・ 携帯電話やパソコンは充電しておく（予備のバッテリーを準備しておく）。

保冷剤

非常用
トイレ

マンション等にお住まいの方

マンション等の中高層建物は、水道管から揚水ポンプを経て各住戸に給水しています。このため停電時には、揚水ポンプが稼働せず、非常用自家発電設備等が設置されていない場合は断水します。（高架水槽を設置されている場合は、高架水槽の容量分のみ出ます。）

停電時でも使用できる水道管と直結した蛇口（非常用水栓、共用水栓等）の設置場所を日頃から確認（管理組合や管理会社に相談）しておきましょう。

停電時の問い合わせ先

東京電力パワーグリッド株式会社 0120-995-007（フリーダイヤル） 03-6375-9803（有料）

対策その6

ペットの避難対策



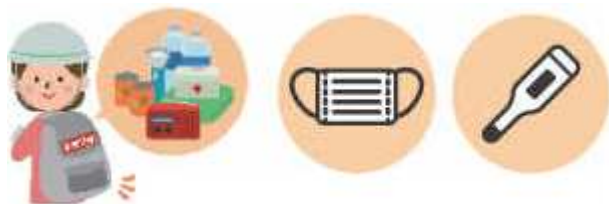
ペットを避難所内の避難スペースに入れることはできません。（ペットは各避難所の指定する場所となります）ペットと同行避難する場合は、「ケージ」の持参が必要となります。

対策その7

避難する際、食料・水は持参する。

風水害時、避難する場合は、必要な食料・水などは各自持参していただくこととなります。

避難時にすぐに持ち出せる非常持出品（非常袋）を備えてください。また、大規模災害時のライフライン寸断に備え、非常備蓄品（非常食）を最低3日分、できれば1週間分備えてください。



非常持出袋に何を入れたらよいか(参考例)

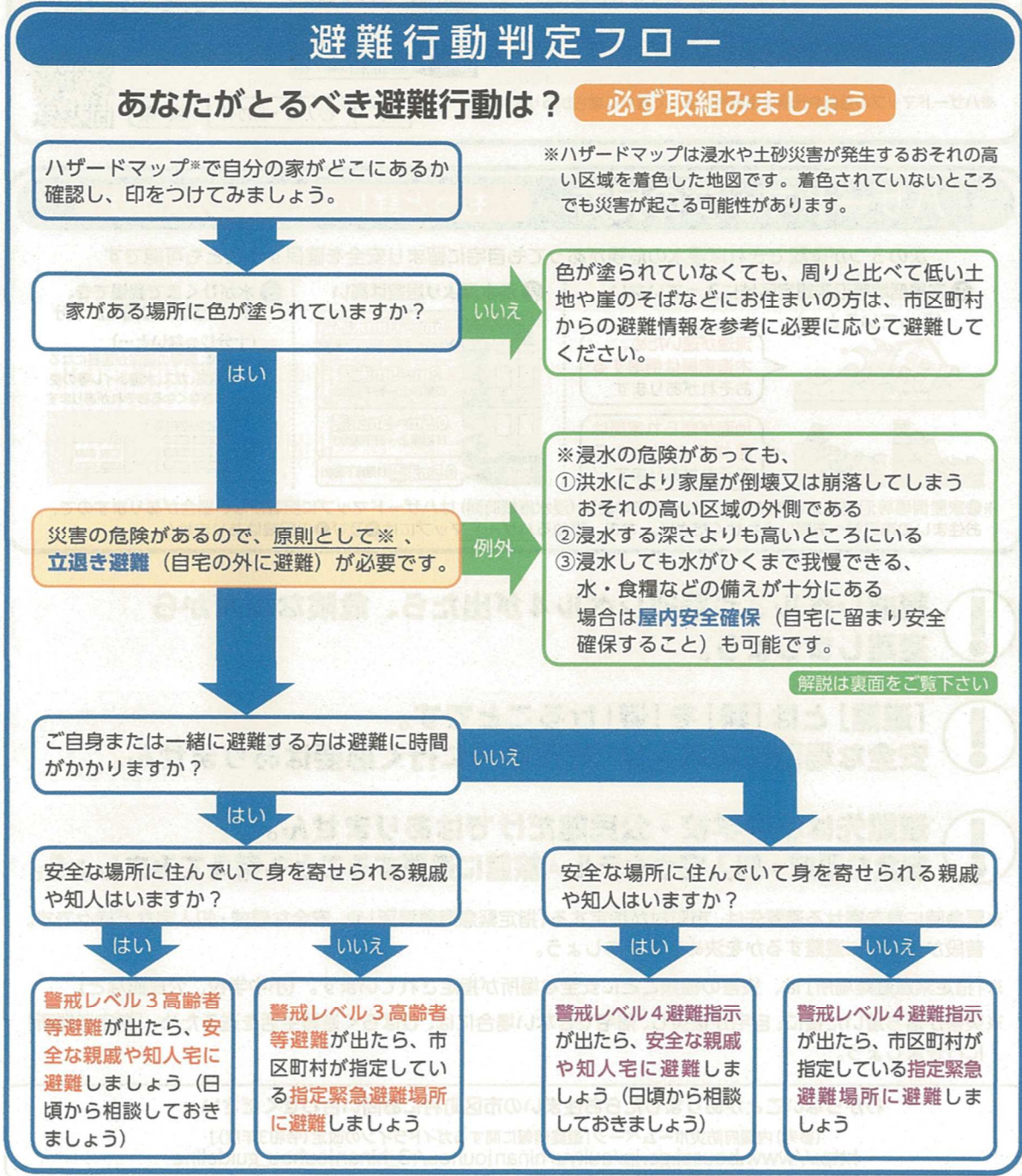
- 懐中電灯（LED推奨）
- 携帯ラジオ
- 予備用乾電池
- 携帯電話・充電器
- 食料（火や水を使わずに食べられるもの、乳幼児がいる方は液体ミルクなど）
- 割り箸・スプーン
- 水(ペットボトル 500mlが使いやすい)
- 医薬品(常備薬、絆創膏、ビタミン剤)
- 衣類（下着、靴下(厚手)、軍手、防寒衣、タオル)
- 衛生用品（マスク、歯ブラシ、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、生理用品）
- 現金（おつりが出ない場合がある為、硬貨も準備）
- 権利書等重要なもの（銀行の貸金庫の利用も有効）
- 免許証等、身分証明書（コピーを用意）
- 保険証（コピーを用意）
- お薬手帳の写し・病歴などのメモ
- カツパ
- 眼鏡・コンタクトレンズの予備
- 携帯用トイレ
- 体温計



台風・豪雨時に備えてハザードマップと一緒に「避難行動判定フロー」を確認しましょう

平時に確認

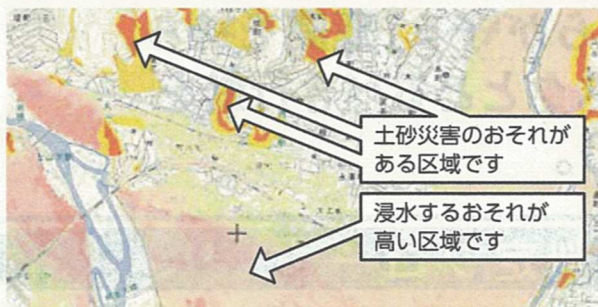
「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自宅の災害リスクととるべき行動を確認しましょう。



避難行動判定フローの参考情報

ハザードマップの見方

必ず確認してください



※ハザードマップの着色や凡例は市町村によって異なる場合があります。

水害
洪水浸水想定区域
(浸水深)

3-4階	5m~10m未満 (3階床上浸水~4階軒下浸水)
2階	3m~5m未満 (2階床上~軒下浸水)
1階	0.5m~3m未満 (1階床上~軒下浸水)
1階床下	0.5m未満 (1階床下浸水)

凡例

土砂災害
土砂災害警戒区域：
土砂災害のおそれがある区域
土砂災害特別警戒区域：
建造物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域



ハザードマップ検索

ハザードマップの見方

もっと詳しく知りたい人向け

次の3つが確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない
(入っていると…)



流速が速いため、
木造家屋は倒壊する
おそれがあります



地面が削られ家屋は
建物ごと崩落する
おそれがあります

② 浸水深より居室は高い

3-4階	5m~10m未満 (3階床上浸水~4階軒下浸水)
2階	3m~5m未満 (2階床上~軒下浸水)
1階	0.5m~3m未満 (1階床上~軒下浸水)
1階床下	0.5m未満 (1階床下浸水)

③ 水がひくまで我慢でき、
水・食糧などの備えが十分
(十分じゃないと…)

水、食糧、薬等の確保が困難になる
ほか、電気、ガス、水道、トイレ等の使用
ができなくなるおそれがあります



※①家屋倒壊等氾濫想定区域や②水がひくまでの時間(浸水継続時間)はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住まいの市町村へお問い合わせください。なお、重ねるハザードマップには①及び③の記載はありません。

! 警戒レベル3や警戒レベル4が出たら、危険な場所から避難しましょう。

! 「避難」とは「難」を「避」けることです。
安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません。

! 避難先は小中学校・公民館ではありません。
安全な親戚・知人宅やホテル・旅館に避難することも考えてみましょう。

※緊急時に身を寄せる避難先は、市町村が指定する「指定緊急避難場所」や、安全な親戚・知人宅など様々です。普段からどこに避難するかを決めておきましょう。

※「指定緊急避難場所」は、災害の種類ごとに安全な場所が指定されています。(小中学校、公民館など)

※災害が落ち着いた後に、自宅が被災し、帰宅できない場合には、しばらく避難生活を送るため、「指定避難所」に行きましょう。

わからないことがありましたらお住まいの市区町村にお問い合わせください。

(参考) 内閣府防災ホームページ「避難情報に関するガイドラインの改定(令和3年度)」
http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline

台風・豪雨時に「避難情報のポイント」を確認し避難しましょう

緊急時に確認

避難情報のポイント

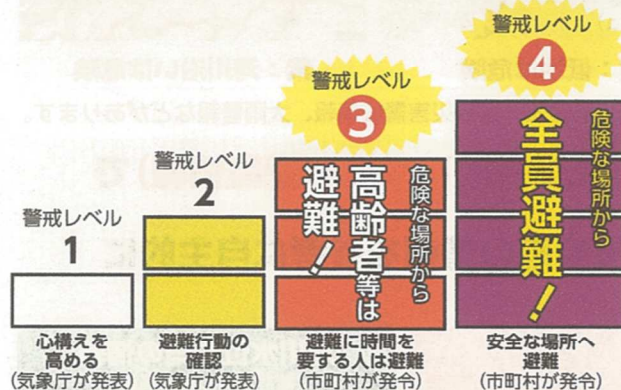
!.....必ず確認してください.....!

市区町村から出される避難情報(警戒レベル)

❗ 避難とは難を避けること、つまり安全を確保することです。安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません。

❗ 危険な場所から警戒レベル3で(高齢者等は避難)、警戒レベル4で(全員避難※1)です。

※1 警戒レベル4「全員避難」は、高齢者等に限らず全員が危険な場所から避難するタイミングです。



警戒レベル4 避難指示で危険な場所から避難です

❗ 警戒レベル5はすでに災害が発生・切迫している状況です。

- ・警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。
- ・警戒レベル5緊急安全確保の発令を待ってはいけません!
- ・ただし、警戒レベル5は、市区町村が災害の発生・切迫を把握できた場合に、可能な範囲で発令される情報であり、必ず発令される情報ではありません。

❗ 警戒レベル4は避難指示に一本化されました。

- ・避難のタイミングを明確にするため、令和3年の災対法改正以前の警戒レベル4避難勧告と避難指示(緊急)は「避難指示」に一本化され、避難指示は令和3年の災対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令されます。
- ・警戒レベル4避難指示は、立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して発令される情報で、このタイミングで危険な場所から避難する必要があります。

❗ 警戒レベル3は高齢者だけの情報ではありません。

- ・「高齢者等」は障害のある人や避難を支援する者も含まれています。
- ・さらに、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングです。

❗ 豪雨時の屋外避難は危険です。車の移動も控えましょう。

国土交通省・気象庁・都道府県から出される 河川水位や雨の情報(警戒レベル相当情報)

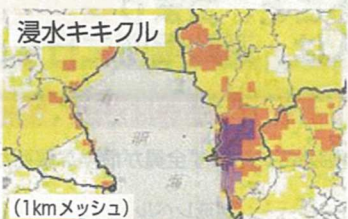
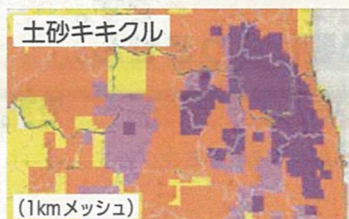
■キキクル(危険度分布)で、お住まいの地域の状況を確認しましょう

気象庁から市区町村単位の警戒レベル相当情報*が出されたら、お住まいの地域の状況が詳細にわかる情報「キキクル(危険度分布)」を確認してください。**紫色は危険度が高いことを示しています。**

住所を登録しておけば、お住まいの地域が危険になったら自動的にスマートフォンに通知される「危険度分布通知サービス」もありますので、ご活用ください。

キキクル

検索



紫：崖・溪流の近くは危険

紫：低地は危険

紫：河川沿いは危険

*市区町村単位で発表される情報には、大雨特別警報、土砂災害警戒情報、大雨警報などがあります。

■市区町村が出す警戒レベル3又は警戒レベル4(避難情報)で必ず避難しましょう 気象庁などから出る河川水位や雨の情報を参考に自主的に 早めの避難をしましょう

避難情報等 (警戒レベル)				河川水位や雨の情報 (警戒レベル相当情報)	
警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報等	防災気象情報(警戒レベル相当情報) 浸水の情報(河川) 土砂災害の情報(雨)	
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保	5 相当	氾濫発生情報 大雨特別警報 (土砂災害)
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難! > ~~~~~					
4	災害の おそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示	4	氾濫危険情報 土砂災害警戒情報
3	災害の おそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難	3 相当	氾濫警戒情報 洪水警報 大雨警報
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水注意報	2 相当	氾濫注意情報 ---
1	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報	1 相当	---

市区町村長は、河川や雨の情報(警戒レベル相当情報)のほか、地域の土地利用や災害実績なども踏まえ総合的に避難情報等(警戒レベル)の発令判断をすることから、警戒レベルと警戒レベル相当情報が出るタイミングや対象地域は必ずしも一致しません。

わからないことがありましたらお住まいの市区町村にお問い合わせください。

(参考) 内閣府防災ホームページ「避難情報に関するガイドラインの改定(令和3年度)」  
[http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline](http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline)